

I 環境保全を重視した森林施業の展開

数値目標			
現計画10年間(H29~R8)の森林整備の面積(ha)			
目標	実績		評価
全体計画	H29~R1年度	進捗(%)	
11,600	3,332	28.7	○(概ね順調に進捗している)
人工林整備(針葉樹林維持型 1841ha、針広混交林型 13ha) 里山林整備(1478ha)			
(参考)前計画10年間(H19~28)の森林整備の面積(ha)			
目標	実績		評価
全体計画	H19~28年度	進捗(%)	
11,600	11,836	102.0	○
人工林整備(長期育成林整備 7,433ha、針広混交林整備 871ha) 里山林整備(3,533ha)			

施策の展開方向(平成29年度以降)	
(1) 環境保全を重視した森林整備の推進	<p>○H28年時点で県内民有林に未だ荒廃のおそれのある森林が約12万ha(荒廃のおそれのある人工林3万ha、活力が低下している里山林9万ha)が残されていると推定 H29年度以降、10年間の森林整備面積の目標を11,600haに設定し整備を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 山地災害防止や水源かん養のほか、地球温暖化防止など森林の有する公益的機能の適切な発揮を図るための森林整備を実施 特に被害の多い庄内地域のクロマツ林をはじめ、松くい虫やナラ枯れ、気象による被害を受けた里山林の整備、景観保全や人と野生動物との共存林整備を実施 <p>○計画的な間伐の実施や間伐材等の搬出のための路網整備の強化</p> <p>○税を活用した森林整備による公益的機能の維持増進についてPRを強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路沿いなど人目に付きやすい整備箇所を活用し、森林整備により公益的機能の維持増進が図られていることについてのPR
(2) 森林資源の循環利用の促進	<p>○森林資源の循環利用に向けて、主伐後の再造林への支援を強化</p> <p>○間伐材や林地残材の利用促進による森林資源の循環利用を推進する取組みを引き続き支援</p> <p>○ナラ枯れなどの被害林の伐採搬出利用による害虫駆除と森林資源の循環利用を促進</p>

現行事業の主な成果(◇)・課題(◆)
<p>(1) 環境保全を重視した森林整備の推進</p> <p>□ 荒廃森林緊急整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇H29~R1年度は3,332haの整備実績となった。 ◆荒廃のおそれのある森林12万haの整備を着実に実施する必要がある。 ◆市町村が主体となり実施する森林経営管理制度に基づく森林環境譲与税を活用した森林整備とやまがた緑環境税を活用した森林整備の進め方について整理する必要がある。
<p>(2) 森林資源の循環利用の促進</p> <p>□ 森林資源再生事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇H29~R1年度は再造林115haに対し補助を行った。 ◇H30年度から行政と民間業界の連携による再造林経費100%の支援を実施した。 ◆再造林の推進は、森林の有する公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用に不可欠であるが、森林所有者の経費負担が大きい <p>□ 森林資源循環利用促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇H29~R1年度は間伐で発生した材136,653m³(ラミナ等利用促進:72,593m³、バイオマス燃料利用促進:64,060m³)の搬出支援を行った。 ◆バイオマス発電施設の増加や大型集成材工場の稼働など需要先が増加しているが、搬出利用の採算が合わず有効活用されていない間伐材や林地残材がある。 <p>□ 広葉樹林健全化促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇H29~R1年度は、ナラ枯れ被害の原因となる害虫の駆除と併せて3,820m³の伐採木を利用し、森林資源の有効活用を推進した。 ◆ナラ枯れ被害は減少しているものの、地域によっては未だ被害発生が見られるところがあるため、ナラ枯れ被害の拡大を防ぐ必要がある。

今後の対応
<p>やまがた緑環境税を活用した荒廃森林緊急整備事業※を引き続き実施していく。また、森林資源再生事業、森林資源循環利用促進事業、広葉樹林健全化促進事業についても継続して支援していく。</p>
<p>※ 令和元年度第1回やまがた緑環境税評価・検証委員会において示した新たな森林管理システムと荒廃森林の整備の考え方や、委員からいただいた意見を踏まえ、当面、やまがた緑環境税による荒廃のおそれのある森林の整備を継続し、市町村が主体となって行う新たな森林管理システムによる人工林整備の進捗状況を確認しながら、事業計画の見直しを行っていく。</p>
<p>○令和元年度第1回やまがた緑環境税評価・検証委員会での説明内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やまがた緑環境税の目的は、県が主体となった荒廃森林整備であり、荒廃のおそれのある森林約12万haのうち、県民生活に影響が大きい保全上重要な森林を優先し、毎年1,160haのペースで森林整備を行っているが、未整備の森林が相当残っている。 ・新たな森林管理システムが順調に運用された場合、荒廃のおそれのある人工林も順次解消されていくが、毎年、森林環境譲与税全てを充当し荒廃森林整備を行っても相当の期間を要する。
<ul style="list-style-type: none"> ・現在、市町村の多くは新たな森林管理システムによる私有人工林の森林所有者の意向調査やその準備を実施している段階であり、私有人工林を一巡するには相当の期間を要することが想定される。また、市町村の現在の状況を踏まえると、荒廃森林の整備を、新たな森林管理システムに全て委ねた場合、県民生活に大きな影響を及ぼす恐れのある緊急性の高い保全上重要な森林の計画的な整備が進まない恐れがある。
<p>【委員意見】</p> <p>○令和元年度第1回やまがた緑環境税評価・検証委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やまがた緑環境税が必要ではないというような議論になると、たゆまぬ森林整備が中断されてしまうことになる。今まで築いてきた森林整備がだめになってしまうという観点からも、継続して実施をしていく必要があるのではないか。そしてある意味時間が経ったときに検証してこれからどうしていくかということを考えるべきではないだろうかと思う。 <p>○やまがた緑環境税制度の評価・検証について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備の効果について、第3期に限った評価・検証ではなく、第1期から第3期までの15年間の成果を振り返ることが必要。

